

# 結核の定期健診について

## 1 目的

結核患者の早期発見のため

## 2 法的根拠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2

## 3 対象者

結核患者接触者以外で結核罹患の高い人々（高齢者）、及び発病すると周囲に感染の影響の大きい職業の従事者（医療機関や福祉施設等の従事者）、高校生以上の学校入学者。

### (1) 施設長が行う被収容者への定期健診

#### ① 矯正施設

刑事施設については、20歳に達する年度以降の被収容者に対し、毎年1回

#### ② 社会福祉施設

65歳に達する年度以降の被収容者に対し、毎年1回

### (2) 事業者が行う定期健診

デインジャー職種として、学校（専門学校および各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設および社会福祉施設の従事者に対し毎年1回

### (3) 学校長が行う定期健診

大学、高等学校、高等専門学校、専修学校または各種学校（修業年限が1年未満の者を除く）の学生または生徒に対し、入学年度1回

### (4) 市町村が行う定期健診

#### ① 高齢者

65歳に達する年度以降の住民に対し毎年1回

#### ② 結核発症率の高い住民層に対する定期健診

市町村が特に必要と認める年齢を限定しない結核発症率の高い住民層

## 4 報告いただく内容

### (1) 対象者の人数

### (2) 胸部エックス線検査、かくたん検査、聴診、打診その他必要な検査を受診された者の人数

### (3) 未受診者の人数とその理由

### (4) 要精密検査の人数

### (5) 被発見者数

#### ① 結核患者の人数

#### ② 結核発病のおそれがあると診断された者の人数